

菊川市 第2回協働の指針策定委員会 議事録（概要版）

会議概要

日時：平成30年9月21日（金）午後2時30分～午後4時30分

会場：菊川市役所北館2階 会議室

出席者：策定委員 10名

日詰委員（専門家）、酒井委員（自治会）、赤堀委員（コミ協）、堀委員（NPO法人）、鈴木委員（任意団体）、藤江委員（企業代表）、野崎委員（ボランティアセンター）、笠原委員（市民協働センター）、海野委員（学生）、浅羽委員（行政代表）

市役所 地域支援課 鈴木課長、赤堀係長、山内係員

開会

あいさつ

委員長：皆さんこんにちは。大変お忙しい中お時間割いて頂きましてありがとうございます。今、オリンピックに向けて高校生の時代からボランティアを募集するという事。たしか2002年生まれから募集するという事になっています。

高校生になって、高校2年生の段階でボランティアを募集していて、そこに応募すればその方々が大学には入った時には大学1年生になっている訳ですけれども。そういう方に向けて色々な対応策を取っているような事を言われております。来年はこちらでラグビーのワールドカップがありまして、菊川市もどこかキャンプ地になっているのでしょうか。

事務局：なっておりません。掛川はなっているようですが。

委員長：そうですね。これから掛川、菊川あるいは袋井ですねそういう所にまた来るのではないかなという事ですけど、そういう方々といろんな形で付き合いが始まるとききっかけになると思いますし。逆に言うとそういう機会を使いながら菊川の事をアピールしていただく。あるいは菊川のいいところを外に向けて発信していただくことが大事になっていくのではないかと思います。そういう事で考えますとこれまで市民活動というのが菊川でもきちっと着実に進められてまいりましたけれど、新しい色々な動きに対しても柔軟に対応しながら新しいまちづくりを進めるということがとても大事になると思います。色々な事例が日本の中でも積み上げられておりまして、そう意味で言うと非常に面白い取り組みがあちこちで行われています。是非菊川市でも良い取り組みがあちこちにあるのではないかと思いますので、それを思い切って外に出していく。そういう事を皆さんと一緒に考えていこうと思います。

今回の協働の指針でいえば、これまでは行政の皆様が中心でやってこれた。恐らくこれからはそういう時代ではないと皆さんも感じていらっしゃると思います。市民個人の皆様に始まって、市民団体、NPOさらにはサードセクターという概念として話すのですけれど、社協ですね、そういった方、協同組合含めてですね全て非営利の活動をどう進めていくのかということをお皆さんに今回検討できるものと考えております。今日は協働の指針の検討の本格的な検討の第1回目ということになります。是非、忌憚のないご意見を沢山頂けれ

ばと思っておりますので、最後までよろしく願いいたします。それでは皆様のお手元に届いているかと思うのですけれど、菊川市協働の指針の素案の内容につきまして事務局の方から説明を求めます。

協議内容

協働の指針（素案）について

事務局説明

委員長：皆さんと意見交換ができればと思うのですが、全体の構成が4章立てになっています。それで各章ごとにご意見を出して頂ければと思うのですが。章はなっていないんですが、1つ目が策定の趣旨、2つ目がこれまでの取組み、3つ目が協働の基本的な考え方、4つ目が協働を推進するための基本方針となっております。まずは指針全体の構成がこれでいいのかというあたりで、ご質問やご意見がありましたらお出しただければと思うのですが。これでよろしければ承諾ということになりますけれど。他にこういう形の構成の仕方もあるのではないのというご意見があれば、承りたいと思うのですが。1回目の時に他の藤枝市などのケースをご紹介いただいたりしていたわけですけど。特にございませんでしょうか。これから中身を検討していくときにもしかしたら、入れ替えがあっても良いと思います。とりあえずこの章立てでしばらく進めていくということでご了承いただければと思います。それでは1つ目の策定の趣旨ということで、策定の背景と目的、指針の位置づけ、指針の機関として成立されていますけれどもこれにつきまして委員の方からご意見ありましたらお願いいたします。

委員：策定の背景と目的のところに地域の活動主体としてコミュニティ協議会というのがあるのですが、その役割で4つの主体でコミュニティ協議会をどこに位置づけるのか、すみません知識不足で。

事務局：NPO 法人に加えて、非営利なボランティアや任意団体というような形になりますので NPO さんのところに入ってくるのかなというところです。

委員長：所謂コミュニティという単位での活動になってくるんですけど、コミュニティという単位というのはどのくらいの面積ですか。

事務局：小学校区です。

委員長：基本的にコミュニティ、連合自治会になってくるとサイズは。

事務局：基本的には同じです。11 地区ありまして。

委員：11 地区あって、たまたま六郷地区が多いものですからそこに3つの地区センターあるものですから、それが13の地区センターになる。だいたい小学校単位になります。

委員長：おわかりになりましたか。他にいかがでしょうか？

委員：指針の期間というのは一般的に7年というのが？

事務局：基本的に5年とか10年が多いかなという印象です。いちばん市の中の基になるのが第2次総合計画というものがございまして、そこと大幅にずれてしまうと第3次菊川市総合計画という新たな方針ができた時に、マッチングしない可能性があるものですから、最近の個別計画は大元の菊川市の総合計画とリンクしているような形となります。

委員：合わせた形で25年ということですね。

委員長：例えば今の第2次総合計画の途中から入ってくるものですから、そういうと10年ということになって、3年過ぎた後の話で7年ということなんですけれど。場合によっては5年にするとかそういう手はあるかと思うのですけれど。仮にこれを3年3年にしていくとか、何かお考えありますか。

委員：中長期計画というそのものが基本的に4年3年であるのであれば、それに合わせた形で25年以降という形であわせていった方がいいのかなと。7年はちょっと長いのかなと思います。

委員長：今、総合計画の作り方もいろいろ出てきて最近増えてきているのは、市長さんの任期に合わせて8年。前期計画4年で後期計画4年という形で市長さんの任期が4年なのでそれに沿う形で計画を作るというのが出てきています。県は一切無視して10年でやっていますが、静岡市は8年ですね。なるべく首長さんの任期に沿わせる形を変えていっていますね。菊川の場合は市長さんの任期と総合計画はリンクしていないのでしょうか。

事務局：菊川市の総合計画は2017年に策定しまして9年計画になっております。基本的には4年4年の任期に合わせた8年にしたかったのですが、合併したのが1月ということで選挙が1月になりますと、1月から3月まで2か月間で次の計画を策定するのは非常に難しいということでもう1年かかるだろうという中で、4年4年の8年プラス1年ということで9年ということで現在つくったところでございます。

委員長：それが終われば8年になりますね。そういうことですね。場合によっては次に作る指針というのは4年というサイクルになるかもしれないですね。7年という期間の中で、評価はちゃんとやっていくということになっていますので25ページですね。7年という期間であつても作りっぱなしにする訳ではなくて、中間年度と最終年度においては進捗状況を経ての評価を考えているということでございます。評価の内容とか、評価の仕方について4番目のところで議論してもらいたいと思いますので、その時にご意見いただければと思います。7年間ということでもよろしいでしょうか。途中で中間年として評価するということですね。他にいかがでしょうか。

委員：協働の指針の21章、そもそも18ページに各主体に対する役割に市民・NPO・企業・行政と書いてあるのですけれどもその後の文言を見ていくと、学校への期待が非常に盛り込まれているなあと思うのですけれど。学校は主体としてそこに位置付けられないのかなと。

委員長：先ほどの説明の中で市民の中に学校を位置づけるという話でしたけれど。そのあたりもし意見があれば、違う分け方ができるのであれば。

事務局：事務局としては第2次総合計画の中の協働を構成する4つの定義ということで整合性のある形で学校も当然加えた中で、4つの主体ということでさせていただいているところですが、ご意見いただきどうまとめていくかという所ですが、学校も独自に位置付けしていく形にしていくかという所もありますが、総合計画の整合性の中で学校も市民の中に位置づけている理由としてはそちらになります。

委員長：他の計画は全部主体というのは4つになっているのですか。例えば教育委員会がつくっている計画では当然NPOみたいな話が出て来ると思うのですが、そういう時にどんな風な形

になっていますか？

事務局：主体という書き方はしていません。

委員長：市の計画の整合性図るのであればその辺はチェックするというか。

事務局：全体の中での整合性というのは、仰る通りで把握できていない部分がございます、基本目標5の中のまちづくりに市民と行政が取り組む街ということで主に担当する課の中での整合性ということになるものですから、5つの目標の中で教育自体他の目標があって、その整合性という取れていない部分もあろうかなというところですよ。

委員長：委員としては学校は独自にあげても良いのかなというところですかね。

委員：はい、今急速に高校とか中学校の動きが地域に向いている時に、指針の中に位置付けとして学校があると、学校との連携が進めやすい。市民と1つになってしまうと総合計画はもちろんわかりますけれど、協働を進めていく上で第3セクターとしてきちんと載っている載っていないでは、アプローチの仕方も変わってくる。

委員：13ページのところにその他学校という部分で少し現状に触れる部分がこの中で出て来るのではないかと思います。ここはたまたま高校のことが出ていますけれど、小学校・中学校の規定が欲しいのかどうか。

委員：おそらく委員の所の活動の中で市内の小中学校と連携したり、いろいろな取り組みが始まっているのですよね。

委員：学校自体が地域に目が向いている。課題の中にNPOの後継者不足がありますよね。学生さんをそこに入れ込むというと意識が違うと思う。

委員：委託事業にも小学生参加してもらっているのです。

委員：そうですね、たまたまNPO体験セミナーの掲載された、きくせん通信を配布させていただいたのですけれど、中高生が自主的にということだったので延べ120人の申込みがあったり。高校の先生が授業の中でもやっていただいたりしているのです。

委員長：他の皆さんどうですか。実際市の中では、13ページの現状分析の所のその他のところで学校ということで高校との話が出てきているんですけど、小中学校との連携も結構出てきていて非常に良い教育効果を及ぼしていると。その場合にそれぞれ学校というものが地域の課題解決にどのように関わられるのかという所が1つのポイントになるかと思うのですけれど。総合計画でもこのような主体の定義づけになっているのですよね。

事務局：総合計画では役割分担のページに書かせていただいた4つの主体しか明確な表現はしていません。

委員長：学校は市民の中に入れてあるのでしょうか。総合計画の中でも。

事務局：入れていません。総合計画を作っていた平成27年ごろから急速に学校さんとの関わりは増えてきてまして、ここの中には義務教育部分をどうあるべきかというのは書かれています。市民活動として学校をどういう形で位置づけるかっていうのは総合計画の中に盛り込み切れていない。現実の流れの方が早くて。先ほどの委員からコミュニティ協議会をどこに位置づけているかということも含めて学校がこの主体の中のどこに位置づけられているかということとは、もう少し事務局の中でも考えて表現してどこに位置づけていくか、検討していかなければと思います。

委員長：それはペンディングにさせていただいて、要は自治会とかコミュニティ協議会を含めて地域を担っている学校とかそういうものをどういうジャンルで考えていくのかという所ですね。そういうジャンルが行政の皆様、企業の皆様とどういう風に関わっていけるのかどうかその辺りを考えてみたいと思いますけれど。例えば委員の団体、学校との関わりは何かあります。例えば小中学校でもインターンシップや企業見学で来るとかちょっとした就労体験させるとかありませんか。

委員：採用向けのインターンシップは高校生向けでやっています。掛川市民ですが掛川市は中学生の段階からやっているという話を聞いている。2、3年前は小中学校向けの工場見学を開催しておりまして地域との関係づくりというのをやっていたのですが、なかなか当工場で出来あがるものが市場に出回っているものではないので、イメージ付かないかなという所と工場の工事を重ねてやってきた部分もあるのでちょっとこの2年間くらいは実施の方はしていない状態です。

委員：社会福祉協議会では、小中高等学校全校対象に福祉教育推進のところで、共同募金を基にした財源で各学校あてに福祉教育を推進する助成金の様なものを出させていただいているのですが、そこから発展して、プログラム作りや講師の方を呼ばせていただいたりとか、そういう関わりがあります。先ほど共同募金を財源にと言いましたが共同募金の教育についても学校にお願いしたり、ボランティア活動の部分に関しては教育委員会のボランティアセンターと社協のボランティアセンターとで子どもと大人のちょっと分けをさせていただいているのですが、ボラセンに関わる部分でも社協のボランティアセンターに児童生徒に皆さんが問合せがないとかそういう事ではないので。職業体験に関しては社会福祉協議会の児童館・子育て支援センターやらせていただいているんですけど、そういう所に体験に入ったりですとかそういう形で行っています。

委員：コミ協と学校関係、コミ協の中に文化部や教育部があって、その中で組んで事業を説明してやっています。この前も敬老会は小学校単位で地区単位でやるものですからその中に挨拶も終わって今から余興に入りますよってなりますよね。幼稚園と保育園を呼んでいただいて歌を歌っています。最後に通路で敬老会の人が出てハイタッチして喜ばしています。公民館祭りには協力していただいて、幼稚園とか保育園の歌を最初に持ってくる。行事の前、始まる前に持ってくると人が集る。親が付いてくるので。そのまま祭りにいける。

委員長：学校という組織をどういう風に市民活動の中に位置付けるというか、あるいは協働の中に入っていただくかというのは、地域の考え方があると思うのですよね。菊川市がどうしたいのかというのを少し考えていきながら方向性を再検討していただければと思うのですが、委員のご意見としては市民という漠然とした中に入れるのは違和感があるということですね。

委員：学校に対する期待度がこの中からも伺えるのに、市民の1つに入ってしまうのが違和感を感じます。

委員長：わかりました、ご検討していただくということで。

委員：市民アンケートが出ているは毎年やっているのですか？

事務局：今回最初の7ページから各主体の現状ということで市民アンケートということで、例えば『市民の力が住みよいまちづくりに生かされているまち』という部分については毎年、市が年度当初に取っているものになるのですけれど、『あなたのまちづくり活動を教えてください』平成30年市民協働に関する市民意識調査と書かせていただいている項目については、今回指針をつくるために単発で取ったアンケートになるので毎年取るものではない形になります。

委員：抽出というか、対象者はどうなっていますか。

事務局：18歳以上の方2,000名無作為抽出という形で取らせてもらっています。

委員：静岡市の奥の方アンケートを取って、若い年齢によって考え方が違うよということですよ。その辺はどうなっているかなと思って。

事務局：そうですね、一般的な住民アンケートで行くと戸主の方が答えて、高齢者の男性の意見という形になっちゃうものですから、高校生以上、全住民を対象としたアンケートを取る事もありますけれど。規模が大きくなってしまいますので、あくまで無作為という形で、2,000名で性差とか年代という部分も偏らない形にしてアンケート取らせていただいています。

委員：20歳以上で5万人位か。18歳以上の7割くらいが対象者ということですか？

事務局：対象は18歳以上で全市民の中の2,000名です。

委員：年代は分けていないということですね？

事務局：前回の会議資料の3-1でお配りしているアンケート結果がございますが、それ以上の年代別の分析は現在しておりません。2,000名送って概ね半分929通返ってきたものですから、まとめた結果ということで。ピンポイントでちょっとずつバラつきが出るかなという所でクロス集計をかけたのですけれど、あんまり容易に出て来る部分もなかったという結果でして、集計してある全体の結果を載せてあります。

委員：考え方非常に難しいですね、仕分けというか。

事務局：はい、そうですね。偏りがないようにしてあります。

委員：私も2回ほどあったけど。

事務局：ご協力ありがとうございます。

委員：学校の位置付けの検討というところで、藤枝の紙を見ると学校が企業法人という部類に入っているのもまたちょっと検討の材料にいただければと思います。

事務局：ありがとうございます。

委員：私の所属する社会福祉協議会は何処の分類になりますか？

事務局：公益団体のひとつということで。再定義させていただいて明示させていただく。

委員長：場合によっては定義付けしといた方がいいかもしれませんね。

事務局：主だった団体、学校さんとかお示しした方がご意見も頂いているのでそちらも表していく感じでいきたいと思います。

委員：学校法人はNPOに入るのですよね。公立だと行政に入るとか。

事務局：法人というところすべて含まれるので、定義をどうするか。

委員：一般社団もそうですね。一般社団の中にも非営利の一般社団と営利目的の一般社団とがあるので、一般社団というと中々一概にですね、NPOの中に入れ込めない部分もあるので

すよ。とはいえ今一般社団増えている状況なのですよ。だからそのあたり非営利とか営利とかということよりも、むしろ社会的な課題を解決するために集っていると考えた方が、理解が進むのかなという感じがするのです。要は民間企業だってもちろん営利目的で収益を挙げていくということはそもそも一番の目的になるわけですけども、しかしながら企業だって社会貢献活動している訳だし。これから協働というものを考えていくときに目指すべきところは地域が抱えている課題を皆で力出しあいながら、あるいは資源提供しながら解決していくという形になりますので、あまり非営利だとか営利の所で線を引いてしまうと逆に難しいのかなという感じがするのですけれど。

事務局：参考にさせていただきます。

委員長：では1の所はよろしいでしょうか。次2番目のこれまでの取り組みの所ご覧いただいて、ご意見ご質問ありましたらお願いいたします。1節から4節くらいまでありますけれど。

委員：6ページの市民協働センターの設置がありまして読んでいきますと、運営は市内のNPO法人に委託していますで止まっちゃっているのですけれど。これは色々活動活発にやっていたいでいるのですから、もう少しこういう活動をしていると入れてもらってももう少し広げて頂いた方がいいかなと思いました。ちょっと途切れちゃっているので現状説明して。

委員長：それご検討していただけますでしょうか。他にいかがでしょうか。

委員：11ページの所のCSRのところは課題の中に、さっき先生が仰った『営利を目的としない活動が本業と相乗効果を発揮することなど効果を実感できるような取り組みを進めていく必要があります』という文言が違和感を感じまして。CSRとかCSブームと言われる中で本業を活かしたという事で決して営利を目的としないとここにあえてうたう必要があるのかなと。

委員長：要するに協働する目的は何なのかということにまた帰る話になるのですけれど。基本的には企業の皆様もCSR活動を行うということで企業のブランドイメージを上げるということで行うと思うのですけれど。企業側としても当然メリットがないとそういった所に関わる必要はないので、加えて株主達をある程度納得させるような根拠づけもしなければならぬ。もう一方で地域の課題を色んな主体の方々と一緒に連携して解決するということが地域への社会貢献の一環として当然考えられるだろうと。その社会貢献の一環のところだと皆さんが関わっているところでうまくかみ合うということだろうと思うのです。営利を目的としない活動がという表現でしょうか。相乗効果を発揮という所が苦しいですね。地域への貢献度という形でよろしいのではないですかね。

事務局：文言の再検討を事務局の方で行います。

委員長：他にいかがでしょうか。

委員：7ページに本誌の各課題と現状というのがあるのですけれど、引用されている市民意識調査、先ほどのどういう風な調査でやっているのか欄外でもいいので書いていただけないと、突然出てきて何なのになってしまうので。抜粋ですよ。

事務局：そうです。冊子の作りとして資料編として巻末にデータを付けるというやり方もあります。そこらへんはまだ定まっていないので、検討します。

委員長：他にいかがでしょうか。

委員：アンケートはすでに実施されて、アンケートの結果を見る限りは確かに市民の方の協働についての取り組みが低いという結論ですよ。私自身も含めて意識しないで協働していたということは充分あると思うんですよ。『協働のまちづくりやっているといますか』の分からないの方に、無意識のうちに協働している方がいらっしゃると思うのですが。そういうと、私が申し上げてこの指針にどう盛り込むかというのも難しいのですが。そういったことも皆さんの意識の片隅に置いてもらいたいと思いました。

委員長：いかがでしょうか。

委員：実際に僕もこのアンケート答えさせていただいて、2,000人の中で当たってきたみたいですが、書いているときに思ったのが、知らないだろうなとは思ったんですね、協働という言葉が。その周知も含めて指針が出ることにより周知されていく計画がもう後ろの数字の方に表れて来るのかなと。協働ということが周知されれば数値は上がってくると判断すればいいのかなと思いました。なので、これはこのままでもいいのかなと思いました。

委員：その通りなんですけれどね。

委員：これ毎年この項目で聞いてらっしゃるんですか。

事務局：こちらは今年度のみ策定するというので今年のみ取ったということになるのですけれど。そうですね、中間、最終に進捗図するという意味で毎年取るものではないです。

委員：30年市民協働に関する市民意識調査と書いてあるものは今年だけですね。その前のページの市民アンケートと書いてあるのは毎年取っているものでございます。2つのものを合わせて説明しているのです。ですから30年と書いてあるのは今年特別に取った、また中間年で取ったり最終年度取ったりするものです。

委員：わかりました。ついでに『協働という言葉の意味や内容を知っていましたか』という質問に関してどっかに説明があったわけではないですね。なので協働という言葉を知ったことがあるかということに関していうと、色んな企業さんやこちらで定義している協働ではないことを言葉として聞いていることもあると思うので、そう言った意味で聞いたことがあるけれど意味は解らない答えもあると感じました。

委員長：色んな聞き方の問題もあるんでしょうね。協働というあえて定義しないでその言葉を聞いたことがあるとか意味を知っているかということ聞いてみる。そうするともっと数は増えるかもしれませんね。

事務局：最初のところに3行なのですが協働とはというご説明は書かせていただいたのですが、書いていくうちに分かり辛くなってしまったかもしれません。作り方を修正します。

今、委員がご指摘になった点、協働ということを意識していなかったんだけど、色んな団体との連携の中で地域の課題解決に取り組んでいる部分があったんじゃないかということでひよっとしたらあるかもしれませんね。

事務局：無意識の中でとか、流れの中でやっていることを言葉として意識付けしていただくということでより加速する事は大きいと思いますので、そういう意味で委員から言われた周知して言葉として意識の中に顕在化させていただくことについては、働きかけをしていく必要があるのかなと思っております。4章これから後ろに取り組みの方向性が出てまいります。そういう所にするべきこととして、今周知等盛り込んでいるところでありますけれど

ども。

委員長：わかりました、ありがとうございます。他にどうでしょうか。

委員：②NPOの下のところの順番が逆ですが、何か意味が？

事務局：はい、構成比が。順番が。

委員長：確かに。修正します。

委員長：他にどうでしょうか？4ページの(1)協働を取り巻く環境の変化の2行目の所に『特定非営利活動法』と書いてありますが『特定非営利活動促進法』です。

委員：企業アンケートは4月に商工会で開催した時に行ったものですか？やっぱり年1回継続してやるものですか。

事務局：今回協働センターさんが4月にセミナーやるというので、そういった事業さんが集まるので取ったんですけれども、今のところ次回定期的にやるという事は予定していませんが。その商工観光部署で事業所アンケートがあるのですけれどもなかなか設問もある程度少なく、どうしようかとまだ決めきれないです。

委員：それで小規模事業所対象ということですね。これ郵送で企業に送るという事は可能ですか。

事務局：そうですね、また中間、最終と必要になってきますのでこちらで抽出するか商工観光課の中でやるかですけれども。また企業さん向けに取りたいとは思っております。

委員：まちづくり出前行政講座というのをお願いした経緯もありまして。もう少し早く知っておけば良かったという部分もありまして、本当に助かったというのもありまして。例えばそういったことも資料に入れて送れば企業側も行政との関わり合いが保たれるんじゃないかと思います。

事務局：わかりました。今実際商工観光課の中で毎年企業様向けのアンケートをさせていただいているのですが、企業様が非常にお忙しい中にご協力して頂くということで設問数を非常に制限して行政から出すアンケートにしておりまして、個別に出すことについてもなるべくご遠慮するよというところがあって。私どももなかなか今回正直申し上げると色々な企業さんからCSRについてのお考えを行いたいという考えがあったのですけれど。聞けなくて、セミナーにお越しになったところだけという形になりました。だからいい方法がどこかにないかなと正直思っているところなんですけれど。

委員：実際その企業さんが忙しくて答えられないというのは何処からの意見ですか。

事務局：商工観光課という部署がありましてそこが行っているのですけれど、そこで企業様側からそういった声を非常に頂く、忙しくて調査物が来ても困る。あと時期も決算の時期は辞めと。市内事業所の声を直接頂いている中です。

委員：実際それも1つの意見だと思うのですけれど、アンケートが来てこれってなんだろうと調べたりすることも知るきっかけになったりするので。面倒がらずに答えてよっていう。それでCSRのことを知っていただいたりとか、協働という言葉についてもこういう仕組みがある事を知ってもらえれば送るだけの価値はあるのかなと思うのですけれど。そこは企業の声が直接入るところとそうではない部署というのものもあるかと思うのですけれど。企業さんも1つの菊川市の力なので何か方法はないかなと。

事務局：男女共同参画の意識のアンケートも何年か前までは毎年やっていたのですけれど、あんま

り劇的に変わらない中で毎年というと企業さんにも負担だという事でここ何年か3年に1回という形でさせてもらっているのですけれど。そういう年に合わせてやっていくという部分で企業様のご負担にはなってしまうのですけれど、ご理解していただく形にお願いしたいなあと思っております。

委員：そうですね、市行政だけじゃなくて国の官庁、県の機関も来て企業さんの総務部門というのも縮小されているじゃないですか。もの凄い負担かなと思うんですね。10年以上前から言われている事ですよ。

委員長：こちらは実態を知りたいのでお願いするばかりで。

委員：NPOでも結構来ますよね。そこもチョイスしながらやっていただいて全部が全部答えていたら参ってしまうので、選びながらという感じになってしまうのですけれど。

事務局：今回の協働の指針を作るにあたって、回答数の少ないアンケートではありますが貴重な資料ではありますのでこれを使わせていただいて、中間年等で拾っていく為にはもう少しアンケート回答数が増えるような努力はさせていただきたいと思えます。

委員長：ご理解いただければと思います。事実関係というか表記されている事で正確性というか。

委員：13ページその他のところで南陵高校ある事はあるが、これを見ると失礼かなと感じたもので。

委員長：南陵高校ありますよね。野球で一度有名になりましたよね。締結していないので載せていない。

事務局：締結を3校一緒にしたかったのが、南陵高校さんにもお声掛けしたのですが、学校さんの方で今対応しきれないということでお断りがあった経緯もございまして、今2校ということですよ。

委員：はい、わかりました。市内には高校は3校ですか？

事務局：はい、3校です。

委員長：とりあえず実態ということで現状ということですね。

委員：はい、話がしてあれば良いです。

委員：学校さんに対して協働に関するアンケートは取る可能性があるのですか。気にはなるんですよ。ここ2年3年学校側さんの意欲が高くなっているのが、今の現状の思いというかその辺がどうなのか。直接話は聞くんですけど、学校側としての意見もあれば先生個人の意見もあったりするので。

事務局：調査あるいはアンケートという部分で意見を伺うという予定はないです。企業さんと共通して学校さんも非常に忙しい中で、逆に働き方改革というところで非常に、今地域活動が盛んな分もの凄いチラシが色んなところからきて、配るのも大変なのでセレクトさせてもらっている物があったりとかして。協働の事も聞きたいのですけれどそういう事もありまして、二の次踏んでいる実情であります。

委員長：委員の団体とか小中学校と連携は結構あるんですよね？

委員：ちょっと前まではお月見コンサートというのが、河城小学校さんの方でやってもらったり保育園さんとか。学校側が忙しくてそこまで参加させてられないということで、イベント自体なくなったりしたので。

委員長：企業と委員の団体が連携して何かやるというのはあるのですか。棚田を巡って何か。

委員：棚田には毎年コンサートに来て頂いているので、当たり前になっているというか新しい企業さんがちょこちょこ増えていたりするので。学校の方も最初は静大生だけだったのが色々な学校の高校、近況から名古屋から来られたりしている。どんどんすそ野は広がっている。

委員長：意外と地元なのに地元は来なくて他から来るのは多いんですね。

委員：繋がりとかもあるようです。

委員長：6ページから7ページにかけて市民活動等の支援ということで平成22年度以降のものが記載されていますけれど、これだいたい27年度くらいで終わっているのですが28年度からはほとんどのものが委員のところでやっているからということですか？

委員：そうですね。

委員長：でもいくつかあるわけですよね？7ページの所にいくつかウ、エ、オ、カの所にアスタリスクが付いていて、継続中のものについては平成28年度から市民協働センター委託事業で実施と書いてあるんですが、何年から以降という。その他に何かないですか。抜けているものは。

委員：私うちの位置付けが凄く微妙だなと思ったんですが、行政に入るのかNPOに入るのか。こういう所を見ると行政なのかなと思ったとか。一法人なので、その辺が難しいところで。自分たち何処に入っているんだろうと見ながら。

委員長：市の事業をやっているものだから。委託事業なので。

委員：はい、市の方だと思っております。

委員長：これカ、以降何かないですか？

事務局：センターさんの活動として新規に色々展開して頂いたものは沢山ございます。

委員長：きくせんというのはこの事業ではない？

委員：カの部分です。

事務局：位置付けとすると、いどばた広場の発行というのは委託事業の中でやっているものではなく、センターの広報誌を出して下さいという意味でお願いしているものですから。正確にいうとそのままだイコールではないという形になるのですが。内容としては一緒ですかね。地域活動に関する広報誌。

委員長：その辺りの区分けが難しいという事であればいいのですけれど、ただやってらっしゃることが抜けているのであればまずいかなと。

事務局：⑤の設問の中で事業内容を少しふくらませるということで、具体的にア～カ以外にですね、新規にどんどん取り組まれている事業というのを盛り込んで、28年度以降、市民協働センターでこういった業務をやっていますと分かる形で今後追加するような形にしたいと思います。

委員長：他にどうでしょうか。またお気づきの時をお願いします。今日は残り3のところは継続審議になるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。協働の基本的な考え方で1～5までありますけれど、この内容について皆様からご質問等あればお願いいたします。

委員：14ページの枠で困った『協働とは』という定義付けがございますよね。最後の『対等な立

場で協力すること』で終わっているのですけれど、尻切れトンボの様な気がするんですけれどいかがでしょうか。協力して働くというのも何かカッコいい言葉ではないので、委員どうですか。前から拾ってしまうと課題解決という言葉になってしまうとあまり綺麗な言葉にならない。

事務局：アンケートの説明の文末は協力して行動する事です。

委員長：色んな提言の仕方があって、こういうものだといいきれない部分があるのですが。

委員：私がフツと思ったのは協力して取り組むです。

委員長：良いのではないのでしょうか。千差万別色々ありますから。委員何かあります。もうちょっと検討していただいて、良い文言が思い浮かべればご提示していただいて。他には。

委員：協働の定義が14ページまで出てこないというのはどうかと。イメージとしては目次見ると1.3.4で2がこれまでの取り組みでアンケート集でデータ集みたいな、今は別紙とかそういうような構成でもいいのかなと。

委員長：アンケート調査的な部分現状のところですよ。どうなのかってところでしょうけれど。ここが14ページのところまで協働という言葉が出てこない。例えば本市では協働という言葉で以下の様に位置づけているけれどという風に3ページ目のところに入れちゃってもいいのかもしれないね。

委員：協働の指針とはというのがあってもわかりやすいのかもしれない。協働とはと、指針とはとあるけれど。

委員長：それでもいいし、本市では協働とは以下の様に捉えているとか最初のところに入れちゃう。それはあり得るかもしれませんね。策定の趣旨のところ。他にどうでしょう。14.15.16ぐらいのところですが。15ページのアダプトプログラムですが、県の交通バンクの方で関わりがあって道路のことアダプトというのですが、河はリバーフレンドシップと呼んでいるんですよ。だからアダプトという大きな動きが言葉で両方とも示すのか、道路と河を分けて話すのか、その辺り県の方とすり合わせをしていただいたら良いのではないかと思います。

事務局：建設部門との相談させてもらって、再検討させていただきます。

委員長：大きなところで16ページの共創の話なのですがCSVの話、クリエイティングシアードバリューという言葉で、今共創ということで大々的にやっているのは横浜市なんですよ。横浜市が今協働と言わないんですよ。横浜市の場合ソーシャルビジネスみたいなものも相当視野に入れながらやっていて、例えばその社会的な課題が実はビジネスに結びつくんだということも全部含めてCSVというか共創と呼んでいる。あえてここで協働とか共創とか分ける意味とか意義とかあるのかなと感じるのです。あえて菊川市が共創というのを出してきた意味、教えていただければと思います。

事務局：私どもの市は横浜市さんの事例を参考に共創の窓口というのを企画政策課の方で昨年度から開設をしております、企業さんと学校さんとビジネスというか事業を通じて価値を創造するという取組みを進めています。ここにどうして載せたかということなんですけれど、非常に議員の皆様や色んな方から協働と共創はどう違うのかが分からないということ非常にご意見いただいたところです。理解としては大きな協働という中に、ビジネス価値

を創造する部分だけを出ししたものを共創というような位置付けを菊川市の中でしているが、そこをどこかで説明する必要性があり、ここに書かせていただきました。

委員長：逆に市民の皆さまも混乱するのではないかと思う。これ見てみると行政と市民、NPOの方が関わって協働みたいな形になっていて、企業の方々が行政と関わったり地域の方々と関わる場合には共創みたいな形になっている。そういう見方をしちゃいますよね、これだと。どっちかなんだろうなと思うのですよね。例えば協働というのを我々はコラボレーションという場合もあればコープロダクションという場合もある。これも英語ですが基本的には協働という意味になります。でもどこが違うんだと言われてもなかなか難しく、例えばコラボレーションといった場合には活動領域が全く違う。企業は営利活動が中心になってきて、行政というのは第2セクターですから公益的活動、それから第3セクターということで市民活動 NPO 法人になるんですけど。今まで畑の違うところで活動してきたものが新しい取り組みをしていく。主体が違う、セクターの違いで繋がる時にそれをコラボレーションという。コープロダクションの場合は行政が主体となって、そこに色んな人達が関わる場合に協働生産みたいな形で協働という。この辺の言葉を多様化して使ってしまうと余計混乱したりします。できればこの辺りは市の中で整理した方がいいのかなと思います。横浜市にしても共創という形で言い続けていたのなら、共創指針でいいですよ。

事務局：横浜市さんにも協働と共創をどう使い分けているのか聞いたことあるのですが、横浜市さんは協働は社会教育部門だという風に組織を切り分けて考えている。菊川市としてはそういう風に整理はできないものですか。

委員長：明らかに横浜市が狙っているのはスタートアップということで、新しい企業も含めてとにかく社会的な課題を解決する為の手法であって。その場合には非営利も営利も関係ないんですよ。要はどのような手法でもいいから地域の持っている課題を解決しようよという。その辺り両方出してきちゃうと分かりづらいかかと。

事務局：ここ宿題にさせていただいて、部門が違うところとも関係しますので整理してきます。

委員長：他にありますか。16 ページの所の(4)の協働の領域のところの図なのですが、実施事業から始まって委託があって、その後が空欄になっているじゃないですか。ここ何か入れた方がいいかもしれません。

事務局：例えば課税とか、過去の事例を参考にして入れます。

委員：指定管理とか。

事務局：指定管理は市が願う話なので。

委員：18 ページの NPO のところの 2 行目が「発信し」の後切れてしまっている。

委員長：よろしいでしょうか、ひとまず今日はこれで終了とさせていただきます。3 の途中までとします。

閉 会